

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	令和7年 陳情第2号
件 名	自治会・町内会から三島市消防団への協力金要請及び受領禁止に関する陳情
陳 情 者	(略) ミエルカイ共同代表 村上 昌彦
内 容	1 陳情の趣旨 (1) 法的根拠 消防団は消防組織法第9条第3項及び18条第1項、2項では「消防団は地方行政団体の行政機関である」とされ、三島市消防団は消防組織法に基づき三島市の条例によって整備された三島市の行政組織であり、消防団員は地方公務員法第3条3項の5により非常勤の地方公務員であると定められております。 また、地方財政法第4条の5項では、住民に対し、運営費のための寄付金を割り当てて強制的に徴収する割り当て寄附金等の禁止、同じく三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例、第9条第6項には「消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない」とあります。 2010年3月の横浜地裁では、「消防団員の慰労のために、市民等から寄附金を受け取ることは、公務員が本来の職務やそれに関連する業務につき金員を受領しているとも受け取られる可能性があるから、決して好ましいものではない。消防団が、本来業務のほか本来業務と関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは、違法となる余地がある」との判決が出ております。 以上の様に、消防団および消防団員は法的にも条例的にも市民等から寄付を受領することは、問題のある行為と裏付けされております。 (2) 三島市における実態 消防団員は地方公務員法に基づく非常勤特別職の地方公務員であり、消防団は消防組織法に基づいた市の消防機関である一方、消防団の成り立ちや慣例によって、民間の地域団体としての側面も併せ持っていることは周知の事実です。 三島市消防団の消防機関としての活動費については、運営交付

金として市の会計から支出されており、その予算及び決算は公表していますが、民間の地域団体としての活動の収支については、非公表となっております。

陳情者が自治会の役員会資料として入手した令和 5 年度三島市第一分団決算書によると第一分団管内 18 町、全ての町内・自治会全 5,300 世帯から一律 650 円を徴収し、年間 3,445,000 円の地域からの協力金（以下、協力金）を得ています。（添付資料①から③参照）

三島市より交付される一分団当たりの運営交付金は年間 45 万円（団本部は 110 万円）であり、第一分団では協力金の僅か約 13%にすぎません。逆の見方をすれば市からの交付金の約 8 倍もの多額の金額を協力金として市民から得ています。またその徴収方法は地域住民一人ひとりに説明しカンパ金のように受領したものではなく、各町内会費からの一括徴収であり、自治会長に対し年一度の分団会計報告会に書面上に記載された金額を持参しての出席を要請するなど、その文面からも自治会・町内会に対し強制的な雰囲気も歪めません。この事実は、地方財政法で禁じている町内会・自治会に登録している全世帯を対象に、協力金を割り当てて強制的に徴収している方法であることは、書面からも明らかです。（添付資料④、⑤参照）

また、団の会計は運営交付金と協力金を分けること無く合算した収入で処理しており、支出も消防ホースなどの団の備品や運営上必要な物など、市の運営交付金での支出が認められるものと、慰労など運営交付金での使用は認められない支出を一緒に処理をしている『公』と『私』の区別ができていないこの会計方法は、公的な組織として会計処理上問題があると考えております。

協力金の成り立ちが消防団員への感謝や慰労という善意の気持ちの現われで始まったということは広く知られている事ですが、市からの運営交付金と協力金との大きく偏った比率、また公的機関である消防団の備品購入や活動費など団本来の運営に関わる経費を協力金で補填している実態は不自然と言わざるを得ません。更に付け加えれば、この金額は地域住民からの感謝や慰労の気持ちの現れというものを遥かに超越している金額ではないでしょうか。

各町内会・自治会の総会時に消防団への支出は決算書として計上されてはいるものの、協力金の詳細は一般会員に説明されてはおらず、地域住民はよく知らされていないまま町内会費から間接的に徴

収されているようです。

陳情者が 2024 年 7 月におこなった三島市消防団に関する情報公開請求によると団本部及び全ての分団の運営交付金決算において、全ての消防団組織で支出が交付金を上回り赤字決算となっております。また、その赤字分を協力金が原資となっていると思われる「団会計」や「一般会計」という名目で補填したと各決算書に記されています。(添付資料⑥から㊸参照)。

この点について消防団を所管する三島市危機管理課に問い合わせたところ、『団本部と分団に支払われている運営交付金に対しての詳細は承知しているが協力金による「団会計」や「一般会計」という別会計の存在は不知』という立場を取っています。

一方、『支出超過によって生じた運営交付金決算の赤字分を団の別会計から補填していることは知っている』としており、別会計の存在は知らないが、別会計で赤字を補填した事は知っているという矛盾した回答をしております。(現在、開示された書類は不十分であるとして不服申立にて情報公開審査請求中)

今回、陳情人が入手したのは第一分団の決算書ですが、長伏地区・徳倉地区からも同様の協力金の存在があるとの情報を入手したことから、協力金の徴収は市内全域で行われているものではないかと推察しております。市は協力金を含めた消防団全体の会計を明らかにしていませんが、第一分団の例を見る限り市からの運営交付金を遥かに上回る高額な協力金が団全体に流入しているものと想像しております。

市の予算を遥かに上回る金額を「地域住民からの感謝や慰労の気持ち」との一言で都合よく処理することには無理があるのではないのでしょうか。

第一分団同様、各分団は別会計の決算書を作成し、管轄内の町内会・自治会に対し決算報告会を開催しているようです。つまり分団ごとに別会計の決算書が作成され自治会上層部に対し決算報告がされていることは明らかです。

市は消防団の協力金に関する全容解明を大事になる前に早急に行うべき必要があると思慮いたします。

(3) 他自治体における協力金に関する状況

陳情者は浜松市、郡山市、さいたま市、つくば市の 4 自治体に対し情報公開請求を行い、消防団と協力金に関して調査を行っております。

	a 浜松市の事例（浜松市の開示文書『浜消総第 739 号』より） 2023 年 1 月、浜松市消防団長が 2010 年 3 月の横浜地裁判決を前提とし、浜松市に説明すると共に、同市消防団副団長及び同市消防団支団長に対して「地域住民からの誤解を招かぬよう、消防団として協力金を受領してはならない」との通知文を発出し全団員への周知徹底を促した。（添付資料㉓参照） b 郡山市の事例（郡山市の開示文書『6 郡防第 1504 号』より） 2022 年 11 月に開催された郡山消防団本部役員、各地区隊長、郡山市消防署長が出席した会議で、「消防団の名前を使って寄付を集める禁止行為が郡山市管内で見られたことについて、禁止行為に抵触しないように町内会長や自主防災の会長、OB 会などと相談するなど、注意をしていただきたい」との話があった。 同年 12 月、郡山消防団長名で、「町内会で寄附を募る行為が確認され注意喚起したが、各地区隊においては、改めて地区隊、分団及び班へ遵守事項の徹底に努め、市民の消防団活動等に対する信頼の確保に努める事」との通達が発出された。（添付資料㉔1-2 参照） c さいたま市の事例（さいたま市の開示文書『消総消活第 2128 号』より） 2021 年 10 月、さいたま市消防団執行部での会議で、コンプライアンスや法的な面からも、運営補助金だけの団運営は大変だが、自治会からの協力金を一切断ち切っていくべきとの結論が出た。 同年 11 月、さいたま市消防団長名で「さいたま市消防団は自治会等協力金が自治会等の善意による支出であり、消防団員の慰労を趣旨とするものであるとしても、これを受領することにより、地域住民から様々な疑念を持たれることが懸念される。よって協力金を一切受領してはならない」との通達が出され、所属団員への周知徹底が指示された。（添付資料㉕参照） d つくば市の事例（つくば市の開示文書『6 つくば消地第 393 号』より） 2022 年 5 月、つくば市と市消防団上層部が協力金問題についての話し合いを始めた。結論として、横浜地裁での判決を前提として、協力金の受領そのものが違法となる余地がある。また、市としても市の行政組織である消防団が不適切な協力金受領を把握していながら、調査、指導しないことは市の責任となる事も考えられる。よって、協力金を受領しないよう通知するとした。 同年 9 月、同内容が消防団長名で発出された。（添付資料㉖1-4 参
--	--

照)

(4) まとめ

消防団という組織及び消防団員が非常勤の地方公務員という立場を法律、条例の両面から鑑みて地域住民から協力金を募る行為は中止すべきであり、また横浜地裁で違法となる余地があるとの判例が既に出ていることから、現在行われている消防団への協力金制度は中止すべきと考えます。

現在、自治会・町内会は住民の高齢化や役員の担い手不足、また世代交代した若い世代の「町内会への加入は不要と考える」退会者・入会離れなどが増え、会の運営に非常に苦勞しています。そのような折、今回の消防団と自治会・町内会との関係が浮き彫りになると新たな問題に発展することは十分考えられます。

実際、2024 年に行われた三島市泉町自治会 6 月役員定例会において、それまで自治会上層部のみで共有されていた第一分団への協力金の詳細が役員全員に明らかになった際に、「違法の疑いがあることに自治会が協力するのか」や「自治会費を預かっている役員として、町内のみんなに顔向けが出来ない」など議論百出し、紛糾してしまいました。また、決算書の支出項目にも記載されていた高額な慰勞会費等も問題視されていました。もし自治会総会で全員に開示し説明をした場合、相当な反対意見が出ることは想像がつきます。このことは泉町自治会だけに限ったことではなく、他の町内・自治会員が知らないだけで情報が明らかになった際に起こりうるものと推察いたします。

それを「消防団は民間組織の側面があるから団と町内会・自治会との問題であり、地域からの感謝の気持ちとして支払われたものであるから市は介入しない」もしくは「これは消防団と自治会・町内会の問題なので双方でよく話し合って…」とするならば、管理者としてあまりにも無責任と呼ばざるを得ません。

消防団の運営費や技術向上のための教育、維持管理の為の支出は三島市からの運営交付金のみによって運用されるべきであり、団は決められた予算内で運営をすべきと考えます。

「運営交付金が足りる、足りないというより、その中で運営するものであり、予算とは本来そういうものです」と話したさいたま市消防団活躍指針室の担当者や「市民の方からの感謝や慰勞のための温かい心付けであっても、ダメなものはダメなんです」と語ってくれた浜松市の消防団グループ担当者の言葉が刺さります。

	最後に、夏の暑い中、また冬の寒い時期にも一生懸命訓練をしている消防団員の方々の姿を見ることも多く、家族との団らんやプライベートな時間を割いてまで地域の為に尽くしている事にとっても感謝しており、決して団や団員の方々の活動を否定するものでは決してありません。 地域の為に汗して活動する消防団であるからこそ、団本来の活動をするための運営資金は法的にも条例的にもグレー色の漂うものではなく、市からの運営交付金のみによって運営されるべきであり、資金の流れも透明性の高いものでなければならないと考えます。これは市民の為にあり、一生懸命活動をしている消防団員を市が守る為でもあります。消防団員をグレーな環境下に取り残さず、団と団員を守るのは三島市の責任です。 よって、三島市は既に『協力金は受け取らない・禁止』との発信をしている他の自治体同様、市民に宣言し、市民から信頼されるクリーンな自治体であることを望みます。 今世間から『コンプライアンス』が非常に重要視されております。企業だけの問題ではなく、自治体に対しても法律を守ることが勿論のこと、高い倫理感や社会規範となることを市民は求めています。 豊岡武士三島市長が仰っているように『日本一ウェルビーイングに暮らせる日本一の都市』を目指している三島市であればこそ、今も将来もそのような自治体であり続けることを願っております。 また、団の運営資金となる市からの運営交付金のあり方も団の活動を妨げるものであってはならないものであり、他の自治体も参考にしながら今までの慣習にとらわれないゼロベースから考える必要性も感じます。 今回、陳情にあたって多くの他自治体消防団関係者から様々な話を伺った結果、今後、三島市と団との協議が必要であろうという感想を持ったことを付け加えておきます。 2 陳情事項 「三島市消防団は自治会・町内会からの協力金を受領することを禁止する」とし、同内容を団へ通達すると共に三島市ホームページ上で告知する事を陳情する。
付託委員会	総務委員会
受理年月日	令和7年2月7日